

序章 環境影響評価の目的と経緯

序 - 1 環境影響評価書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日、埼玉県条例第61号）に基づき、平成23年12月5日付けで知事に提出した「圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）の記載事項について、知事意見等の内容を踏まえて、「圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）としてとりまとめたものである。

序 - 2 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯は、表-1(1)～(2)に示すとおりである。

表-1(1) 評価書の作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成22年12月3日	幸手市（旧事業者） 知事
関係地域の決定通知	平成22年12月3日	知事 幸手市（旧事業者） 関係地域：幸手市、久喜市、杉戸町、茨城県五霞町（4市町）
調査計画書公告・縦覧	平成22年12月14日～ 平成23年1月14日	公告：平成22年12月14日 縦覧：平成22年12月14日～平成23年1月14日 縦覧場所： 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県東部環境管理事務所 幸手市企業誘致推進室 久喜市環境保全課 杉戸町産業団地拡張推進室 茨城県五霞町建設環境課
住民等の意見書提出期間	平成22年12月14日～ 平成23年1月28日	意見書なし
技術審議会第1回小委員会	平成22年12月24日	調査計画書の内容説明、現地調査、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	平成23年1月21日	委員の質問・意見に対する事業者の見解、小委員会意見について
知事意見書受理	平成23年3月7日	知事 幸手市（旧事業者）
対象事業引継届出書	平成23年10月26日	幸手市（旧事業者） 知事
同通知受理	平成23年11月10日	知事 幸手市（旧事業者）
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請	平成23年11月10日	事業者 知事
同申請承認	平成23年11月17日	知事 事業者
準備書提出	平成23年12月5日	事業者 知事
準備書公告・縦覧	平成23年12月13日～ 平成24年1月13日	公告 平成23年12月13日 縦覧 平成23年12月13日～平成24年1月13日 縦覧場所： 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県東部環境管理事務所 幸手市企業誘致推進室 久喜市環境保全課 杉戸町産業団地拡張推進室 茨城県五霞町建設環境課

表-1(2) 評価書の作成までの経緯

項目	年月日	備考
住民等の意見の提出	平成 23 年 12 月 13 日 ~ 平成 24 年 1 月 27 日	意見書なし
技術審議会第 1 回小委員会	平成 23 年 12 月 22 日	現地視察、準備書の説明、質疑応答
住民説明会	平成 24 年 1 月 8 日 平成 24 年 1 月 10 日 平成 24 年 1 月 11 日	五霞町中央公民館、幸手市役所 ふれあいセンター久喜 杉戸町西公民館
第 100 回環境影響評価行政推進会議	平成 24 年 2 月 14 日	準備書の説明、質疑応答
技術審議会第 2 回小委員会	平成 24 年 2 月 20 日	事業者見解説明、質疑応答
第 81 回埼玉県環境影響評価技術 審議会	平成 24 年 3 月 27 日	準備書の説明、質疑応答
知事意見受理	平成 24 年 5 月 2 日	知事 事業者
準備書記載事項変更に係る手続等 免除承認申請	平成 24 年 6 月 22 日	事業者 知事
同 申請承認	平成 24 年 6 月 29 日	知事 事業者
評価書提出	平成 24 年 7 月	事業者 知事

序 - 3 評価書作成の手順

環境影響評価の手続きは、埼玉県環境影響評価条例に基づき、図-1 に示す手順で行っている。本書は、評価書に関する手続きの段階である。

評価書の作成にあたっては、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

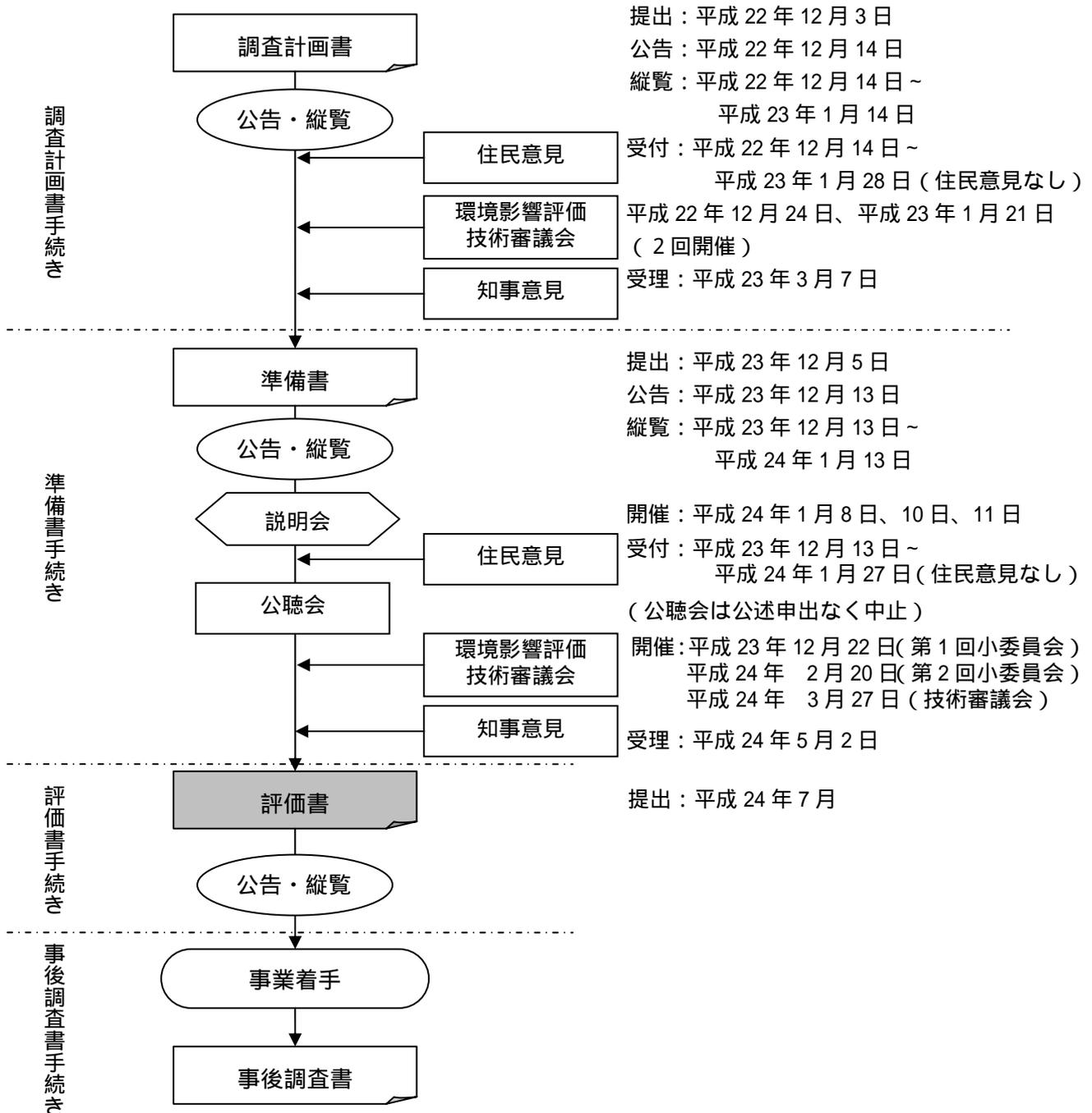


図-1 環境影響評価の手続きの流れ

序 - 4 環境影響準備書の修正概要

評価書の作成にあたっては、準備書に対する知事意見書等の内容を十分に反映させるために、準備書の記述内容について再検討を行い、記述の追加・修正を行った。主な追加・修正事項は、表-2 に示すとおりである。

なお、本表は、主要な修正の概要を示すものであり、誤字・脱字等の軽微な訂正については記載していない。

表中の修正理由の記号は以下に示すとおりとした。

A：知事意見あるいは技術審議会の指摘事項に対応して追加・修正を行った。

B：内容の充実または分かりやすくするため、文章等の追加・修正を行った。

C：その他

表-2 環境影響準備書の主な追加・修正事項とその内容

追加・修正事項	追加・修正内容	頁	修正理由
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.9.6.処理施設計画	・公共下水道に排水する各立地企業から発生する生活污水、産業污水は、公共下水道に受け入れ可能な水質まで個別処理して排水するよう修正した。	18	A
	・雨水排水計画について、雨水抑制計画の検討結果に基づき、調整池諸元を修正した。	18	C
	・進出予定企業に対して、排水性舗装、雨水の地下浸透及び雨水利用の検討を求めることを追記した。	18	A
2.9.9.公園・緑地計画	・湿地環境を創出（ビオトープを設置）する場所を公園1号（北西側の公園）に限定せず、他の公園用地も含めて設置適地を再検討することとした。	20	A
	・植栽予定樹種について、地域の潜在自然植生構成種を参考に再検討し、修正した。	20	A
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 8.1.3 項目選定の理由及び根拠 表 8.1.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由	・供用時における地下水の水質については環境影響評価項目としていないが、計画地内及び近接地域にある幸手市上水道水源の現況水質を資料編に示すこととしたことから、その旨を追記した。	124	B
	・供用時における水象については環境影響評価項目としていないが、雨水抑制計画（調整池容量検討結果、雨水の放流計画）を資料編に示すこととしたことから、その旨を追記した。	124	B
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.1.大気質 10.1.3 評価 4)施設の稼動に伴う大気質への影響	・施設の稼動に係る環境保全措置に、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に定める指導基準の遵守を追記した。	210	A

追加・修正事項	追加・修正内容	頁	修正理由
10.2.騒音・低周波音 10.2.3.評価 4)自動車交通の発生に伴う騒音の影響	・自動車交通の発生に伴う騒音の影響に係る環境保全措置に、進出予定企業は、現況で整合を図るべき基準を超えている道路又は時間帯に走行を集中させない交通計画を検討することを追記した。	271	A
10.5.水質 10.5.2.予測、10.5.3.評価 1)造成等の工事中の降雨に伴う濁水発生の影響	・仮設沈砂池の規模等を想定し、工事中の降雨時における公共用水域の水質への影響（濁水）について定量的に予測を行い、予測、評価を修正した。	321～329	A
10.8.動物 10.8.1.調査、10.8.2.予測	・保全すべき動物種から国内移入種であるツチフキ（魚類）を除外した。	370,371, 377,386, 387,395 ～399, 403,406	A
10.8.2.予測、10.8.3.評価	・緑地の創出では、植栽樹種にできるだけ県産の潜在自然植生構成種を植栽することを追記した。	400,401, 405,406, 408～410	A
10.8.2.予測 6)予測結果 (4)環境保全措置による影響の低減の程度 図10.8.2-3(1)環境保全措置の概要	・創出する湿地性ビオトープの管理計画を資料編に記載することとしたことから、その旨を追記した。	401	B
10.9.植物 10.9.2.予測 6)予測結果 (5)環境保全措置による影響の低減の程度	・創出する湿地性ビオトープの管理計画を資料編に記載することとしたことから、その旨を追記した。	429	B
	・保全すべき植物種の移植手法を資料編に記載することとしたことから、その旨を追記した。	430	B
10.10.生態系 10.10.2.予測、10.10.3.評価	・緑地の創出では、植栽樹種にできるだけ県産の潜在自然植生構成種を植栽することを追記した。	462,463	A
10.10.2.予測 6)予測結果 (5)環境保全措置による影響の低減の程度 図10.10.2-5(1)環境保全措置の概要	・創出する湿地性ビオトープの管理計画を資料編に記載することとしたことから、その旨を追記した。	463	B
10.11.景観 10.11.2.予測 1)造成地・施設存在に伴う景観への影響	・眺望景観の予測に近景地点を追加するとともに、将来的に開通する圏央道も含めて予測した。	489～494	A
	・眺望景観の予測のフォトモンタージュにおいて、緑地の植栽をより屋敷林をイメージしたものに修正した。	493～489	A

追加・修正事項	追加・修正内容	頁	修正理由
10.11.3.評価 1) 造成地・施設の存在に伴う景観への影響	・整合を図るべき基準等の埼玉県景観計画による大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準について、制限基準を超える色彩が各外観立面の面積の1/3を超えないことを追記した。	469	A
	・緑地の創出では、植栽樹種にできるだけ県産の潜在自然植生構成種を植栽することを追記した。	497,498	A
10.11.3.評価 1) 造成地・施設の存在に伴う景観への影響	・光害に係る環境保全措置について、進出予定企業は「光害対策ガイドライン」(平成10年、環境庁)の田園地帯の環境類型の対策に基づき配慮することを追記した。	497,498	A
10.13.温室効果ガス等 10.13.1.予測、10.13.2.評価 2)存在・供用時における温室効果ガス等の影響	・工事中の温室効果ガスの発生について、一般的な事業計画に基づく排出量(対策実施前)と、その予測結果に環境保全措置の実施による効果を反映した排出量(対策実施後)を予測、評価した。	520~525, 533	A
	・供用時の施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生について、燃料消費量が多く最も温室効果ガスの排出量が多いと考えられる石油製品・石炭製品製造業を想定し、一般的な事業計画に基づく排出量(対策実施前)と、その予測結果に省エネ診断による近年の削減効果を反映した排出量(対策実施後)を予測、評価した。	526~533, 536,537	A
第11章 環境の保全のための措置 11.1.予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	・「第10章 10.1.大気質」の施設の稼働に係る環境保全措置を反映した。	534	A
	・「第10章 10.2.騒音・低周波音」の自動車交通の発生に伴う騒音の影響に係る環境保全措置を反映した。	535	A
	・「11.1.6.土壌」に、造成時の搬入盛土材は、事前に土壌分析を行い、汚染が無いことを確認したうえで使用することを追記した。	537	A
	・「第10章 10.8.動物」、「第10章 10.10.生態系」、「第10章 10.11.景観」の緑地の創出に係る環境保全措置を反映した。	538,540, 541	A
	・「第10章 10.11.景観」の光害に係る環境保全措置を反映した。	541	A
11.2.代償措置の実施計画 11.2.1.動物、植物、生態系の代償措置の検討	・緑地の創出では、植栽樹種にできるだけ県産の潜在自然植生構成種を植栽することを追記した。	544,546	A
	・保全すべき植物種の移植手法を資料編に記載することとしたことから、その旨を追記した。	545	B
	・創出する湿地性ビオトープの管理計画を資料編に記載することとしたことから、その旨を追記した。	546	B

追加・修正事項	追加・修正内容	頁	修正理由
第 12 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価	・「第 10 章 10.1.大気質」の修正を反映した。	551	A
	・「第 10 章 10.2.騒音・低周波音」の修正を反映した。	552	A
	・「第 10 章 10.5.水質」の修正を反映した。	560	A
	・「第 11 章 11.1.6.土壌」の修正を反映した。	561	A
	・「第 10 章 10.8.動物」の修正を反映した。	562	A
	・「第 10 章 10.10.生態系」の修正を反映した。	564	A
	・「第 10 章 10.11.景観」の修正を反映した。	565	A
第 13 章 事後調査の計画 13.2.調査方法等 13.2.1.大気質 2)自動車交通の発生に伴う大気質への影響	・交通計画の検証を追記した。	577,578	A
	13.2.2.騒音・低周波音 2)自動車交通の発生に伴う騒音への影響	・交通計画の検証を追記した。	580,581
13.2.9.景観	・景観の事後調査地点に、予測地点として追加した近景地点を追加するとともに、夏季に 1 回実施する計画から冬季を追加し 2 回実施する計画とした。	592,597	A
資料編	・調整池容量の検討結果及び供用時の雨水排水計画について「第 1 章 雨水抑制計画」に掲載した。	資-1～ 資 5	C
	・計画地内及び近接地域にある幸手市上水道水源の現況水質について「第 7 章 水道水源水質」に掲載した。	資-95～ 資 117	A
	・土壌汚染の調査結果のうち、ダイオキシン類について物質ごとの詳細分析結果を「第 8 章 土壌汚染（ダイオキシン類調査結果）」に掲載した。	資-118～ 資-120	A
	・「第 11 章 植物 11-1 植物確認種リスト」の外來種の選定は、「特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく「特定外來生物」及び「要注意外來生物」並びに「侵入生物データベース（独立行政法人国立環境研究所）」の掲載種を選定基準とし、リストを修正した。	資-182～ 資 185	A
	・保全すべき植物種の移植手法について「第 11 章 植物 11-2 植物移植計画（案）」に掲載した。	資-186～ 資 187	A
	・創出する湿地性ビオトープの管理計画について「第 12 章 湿地性ビオトープ管理計画（案）」に掲載した。	資-188～ 資 189	A

準備書の記載の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例（平成 6 年条例第 61 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」並びに、埼玉県知事からの免除承認書を以下に示す。

様式第5号(1)(第21条関係)

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

企 局 地 第 7 2 号

平成24年 6月22日

埼玉県知事 上田 清司 様

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

名称 埼玉県企業局

代表者 埼玉県公営企業管理者 石田 義明

電話番号 048-830-7117

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画
行わない手続等	全部・一部()
申請理由	事業計画の再検討に伴う施設計画の一部変更及び準備書に対する埼玉県環境影響評価技術審議会の意見を踏まえた環境保全措置の変更であって、環境影響評価の予測・評価及び環境保全措置に影響がないため。

変更内容検討書

平成24年 6月22日

1 対象事業の名称

圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画

2 変更の内容

変更の理由	変更内容		備考
	準備書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.9. 対象事業の実施方法 2.9.6. 処理施設計画	別添1参照	別添1参照	準備書 p.18 8行目、 図 2.9.6-1、表 2.9.6-1
2.9. 対象事業の実施方法 2.9.9. 公園・緑地計画	別添2参照	別添2参照	準備書 p.20 13行目 準備書 p.20 表 2.9.9-2

3 変更の理由

事業計画の再検討、及び準備書に対する埼玉県環境影響評価技術審議会の意見を踏まえて見直しを行った。

4 変更後の関係地域

対象事業が実施される区域に変更がないことから、関係地域の変更はない。

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

事業特性は変わらないため、環境影響評価の調査項目及び調査方法の変更はない。

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

工事内容、完了時期及び調査項目に変更がないことから、予測・評価に影響するものはなく、調査及び予測・評価の結果に変更はない。

7 変更後の環境の保全のための措置

事業特性は変わらず、予測・評価結果及び環境保全措置にも変更がないことから、環境保全のための措置の変更はない。

8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

事業特性は変わらず、予測・評価結果及び環境保全措置にも変更がないことから、総合的な評価の変更はない。

9 変更後の事後調査の計画

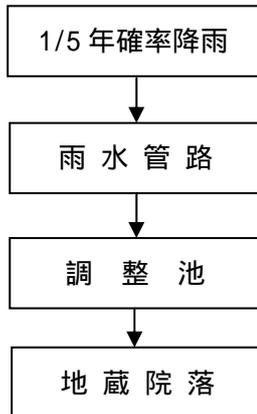
事業特性は変わらず、予測・評価結果及び環境保全措置にも変更がないことから、事後調査計画の変更はない。

別添 1 : 2.9. 対象事業の実施方法 2.9.6. 処理施設計画

【準備書の内容】

2) 雨水排水

雨水排水は、計画区域内に降った雨量「5年に1回以上の確率で想定される降雨強度値を用いて算出した計画雨量」を雨水管渠にて自然流下により調整池に導き、調整を行った上で既設排水路の地蔵院落に放流する。



項目	北側調整池	南側調整池
流入流域面積	16.46ha	25.03ha
地域別調整容量	700 m ³ /ha	700 m ³ /ha
許容放流量	0.230 m ³ /s	0.350 m ³ /s
調整池容量	50,975 m ³	97,250 m ³
放流河川	地蔵院落	地蔵院落

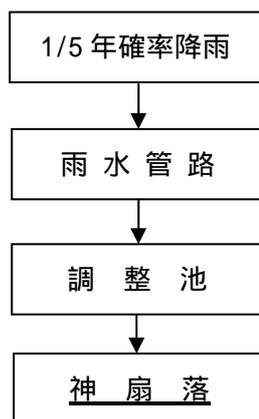
図 2.9.6-1 雨水排水計画フロー

表 2.9.6-1 調整池諸元

【変更後の内容】

2) 雨水排水

雨水排水は、計画区域内に降った雨量「5年に1回以上の確率で想定される降雨強度値を用いて算出した計画雨量」を雨水管渠にて自然流下により調整池に導き、調整を行った上で既設排水路の神扇落に放流する。



項目	北側調整池	南側調整池
流入流域面積	16.46ha	25.03ha
地域別調整容量	700 m ³ /ha	700 m ³ /ha
許容放流量	<u>0.268 m³/s</u>	<u>0.395 m³/s</u>
調整池容量	<u>60,482 m³</u>	<u>128,242 m³</u>
放流河川	<u>神扇落</u>	<u>神扇落</u>

図 2.9.6-1 雨水排水計画フロー

表 2.9.6-1 調整池諸元

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

事業計画の再検討結果、調整池の諸元を適正なものに変更する。

別添 2 : 2.9. 対象事業の実施方法 2.9.9 公園・緑地計画 (1)

【準備書の内容】

(1)公園計画

公園 1 号 (北西側の公園) と公園 2 号 (北東側の公園) は、従業者や周辺地域住民の憩いの場として街区公園相当の性格を持つものとして、芝生・樹木・休憩施設・修景施設を重視した公園とした。また、公園 1 号 (北西側の公園) には湿地環境を創出 (ビオトープを設置) する。

【変更後の内容】

(1)公園計画

公園 1 号 (北西側の公園) と公園 2 号 (北東側の公園) は、従業者や周辺地域住民の憩いの場として街区公園相当の性格を持つものとして、芝生・樹木・休憩施設・修景施設を重視した公園とした。また、公園には湿地環境を創出 (ビオトープを設置) する。

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

埼玉県環境影響評価技術審議会の意見を踏まえ、湿地環境を創出 (ビオトープを設置) する場所を公園 1 号 (北西側の公園) に限定せず、他の公園用地も含めて設置適地とする。

別添3：2.9. 対象事業の実施方法 2.9.9 公園・緑地計画（2）

【準備書の内容】

(2) 緑地計画

表 2.9.9-2 植栽予定樹種

区分	種名
高木	ハンノキ、イチョウ、シラカシ、スダジイ等
中木	ガマズミ、ムラサキシキブ、ヤブツバキ、ヒサカキ等
低木	マユミ、ニシキギ、アオキ、イヌツゲ等

【変更後の内容】

(2) 緑地計画

表 2.9.9-2 植栽予定樹種

区分	種名
高木	<u>ケヤキ</u> 、 <u>ムクノキ</u> 、シラカシ、スダジイ等
中木	ガマズミ、ムラサキシキブ、ヤブツバキ、ヒサカキ等
低木	<u>アオキ</u> 、 <u>ネズミモチ</u> 、 <u>トベラ</u> 等

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

埼玉県環境影響評価技術審議会の意見を踏まえ、緑地の植栽予定樹種を、地域の潜在自然植生構成種に変更する。

指令環政第131号

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号

埼玉県公営企業管理者

平成24年6月22日付けで申請のあった圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書の規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

平成24年6月29日

埼玉県知事 上田 清司